

長期履修学生制度の申請または短縮について

職業を有している等の事情により、標準就業年限（前期課程2年、後期課程3年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する場合、また、現在長期履修中の者が履修期間の短縮を希望する場合は、下記により申請してください。

記

【長期履修申請】

(1) 申請資格

- ①職業を有している者
- ②育児、長期介護等の事情により、標準修業年限で修了することが困難な者
- ③その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であるとグローバル・スタディーズ研究科長が認めた者

※外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）は申請できません。

(2) 長期履修期間

博士前期課程：1年を単位として、3年以上6年まで認める。

博士後期課程：1年を単位として、4年以上6年まで認める。

(3) 長期履修学生の学費

- ①授業料：標準修業年限の総額を長期履修許可年限で除した額。
- ②教育充実費：標準修業年限の間は、所定の額。それ以降は、半額。

(4) 申請時期

前期課程：入学後1年目（休学期間および学籍の無い期間を除く）の3月末

後期課程：入学後1年目、2年目（いずれも休学期間および学籍の無い期間を除く）の3月末

(5) 今年度申請締切 2021年3月31日（水） 17時（厳守）

(6) 申請場所 グローバル・スタディーズ研究科事務室

(7) 申請方法

所定用紙に記入し、事由を証明するものを添付して申請してください。

申請希望者は、グローバル・スタディーズ研究科事務室に連絡してください。申請書の様式を電子メールにて送付します。

(8) 注意事項

- ・一度認められた長期履修期間については、これの延長は認めません。
- ・認められた長期履修期間の短縮申請（1年を単位とする）は可能です（下記参照のこと）。

【履修期間の短縮】

認められた長期履修期間の短縮（1年を単位とする）を希望する場合は、修了を希望する年度の前年度3月末までに一度のみ、申請することができます。

例：2023年3月まで長期履修を認められている状況で、2022年3月の修了を希望する場合は、2021年3月末までに短縮申請を行う。

短縮申請希望者は、グローバル・スタディーズ研究科事務室に連絡してください。具体的な申請期間や申請書類の詳細等については、問合せの際に説明します。

問合せ先

グローバル・スタディーズ研究科事務室

TEL: 075-251-3930

E-mail: ji-gs@mail.doshisha.ac.jp

以上

2020年10月

グローバル・スタディーズ研究科